



## 第三者行為によるケガ・病気で保険証を使った場合は届出が必要です！



### ◆第三者行為によるケガ・病気とは？

交通事故、ケンカ、他人の飼犬にかまれたなど。

### ◆なぜ届出が必要？

通常、治療費は窓口負担以外の費用を健康保険で負担していますが、第三者行為による医療費に限り、加害者が負担することが原則です。

ただし、交通事故などの双方に過失がある場合は、治療者の過失相当を保険で負担します。

### ◆治療費の立て替えは必要ない

本来加害者が支払うべき治療費を、被害者が立て替えることがないよう、国民健康保険証を一時的に使用することができます。

国民健康保険（以下国保）は加害者に代わって、一時的に費用を立て替えますが、その費用は後から加害者に請求します。

### ◆示談が成立する前に連絡を

相手方と示談が成立している場合、国保が使えなくなってしまう場合があります。**示談が成立する前に、必ずご連絡ください。**

### ◆届出はお早めに！

国保はみなさんの税金で保険給付を行っています。本来給付の必要のない第三者行為に対して給付を行うことは、正しい税の使い方ではありません。届出はお早めをお願いします。

### ◆届出を行わないと…

第三者行為による治療と疑われる場合、世帯主へ届出勧奨の通知をします。届出を行わないと、医療費を全額請求させていただきますので、通知を受けられた際はすみやかにご連絡ください。



問い合わせ

市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

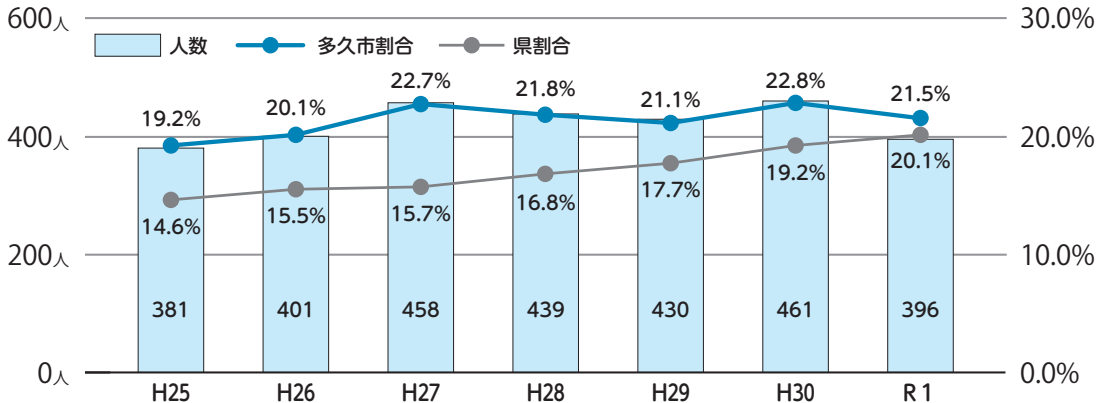
## 自分の健診結果から生活を見直し健康を守りましょう

### メタボリックシンドローム該当者ワースト1位を脱却！

多久市のメタボの割合は、平成30年度まで県内ワースト1位でしたが、令和元年度は県内ワースト5位となりました。多久市は令和元年度の特健診受診率が県内1位のため、健診結果を活かして生活を見直される人が増えてきたことで、メタボの割合も抑えられていると考えられます。今後もメタボ解消に向けて取り組み、多久市民の健康寿命を延ばしましょう。

### メタボリックシンドローム該当者の推移

(国保の特健診受診者の内、メタボ該当者の割合)



問い合わせ

健康増進課 ☎75-3355